

資格確認書の交付について

1. 交付目的

「資格確認書」は保険証の代わりになるものです。保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードで医療機関等を受診しますが、マイナンバーカードを持っていない方や、持っていて健康保険証としての利用登録をしていない方は、保険証の代わりに資格確認書で医療機関等を受診することができます。

2. 対象者

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある方

- ①マイナンバーカードの健康保険証登録がなされていない方
(マイナンバーカードを取得していない方、返納した方、利用登録を解除した方を含む)
- ②マイナンバーカード本体の有効期限切れの方
- ③マイナンバー未登録の方(健保が個人番号を把握できない事情がある場合)
- ④マイナンバーカードの電子証明書の有効期間が切れた方
- ⑤海外赴任者と帯同家族
- ⑥マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要な方

3. 形状

A4サイズの紙(白色)

4. 交付方法等

1) 交付時期

【2024/12/2以降加入者】2024年12月2日以降、適宜交付中

【2024/12/2以前加入者】2025年3月31日までに交付

2) 申請

今後の申請方法については未確定です。次回更新から申請が必要になることも想定されます。

3) 交付方法

会社(事業主)経由で送付します。

5. 有効期限

上記①～④、⑥の方は最大1年間、⑤の方は最大5年間です。

ただし、期限までに後期高齢者に該当する方(75歳到達)や、任意継続組合員及びその被扶養者については、あらかじめその年月日までの有効期限が印字されています。資格を喪失したら無効となります。

6. 再交付手続

下記の①～③に該当する場合は、事業所窓口にお問い合わせください。申請に必要な書類を入手し、必要事項を記載し提出してください。

- ①紛失、汚損または棄損したとき
- ②資格確認書に記載されている氏名を改めるとき
- ③有効期限が到来するとき

※申請受付から交付までに約2週間要しますので、ご承知置きください。

7. 注意事項

- 1) 資格確認書はプレス健保加入者であること、または被扶養者であることを証明する重要なものですから、紛失・き損することのないよう大切にしましょう。
- 2) 資格確認書をコピーしたものは使えません。
- 3) 本人以外での使用は絶対にしないでください。(法律により罰せられます。)
- 4) 資格確認書の有効期限内に資格喪失した場合、資格確認書の返却が必要ですので、事業所窓口へご返却ください。

以上